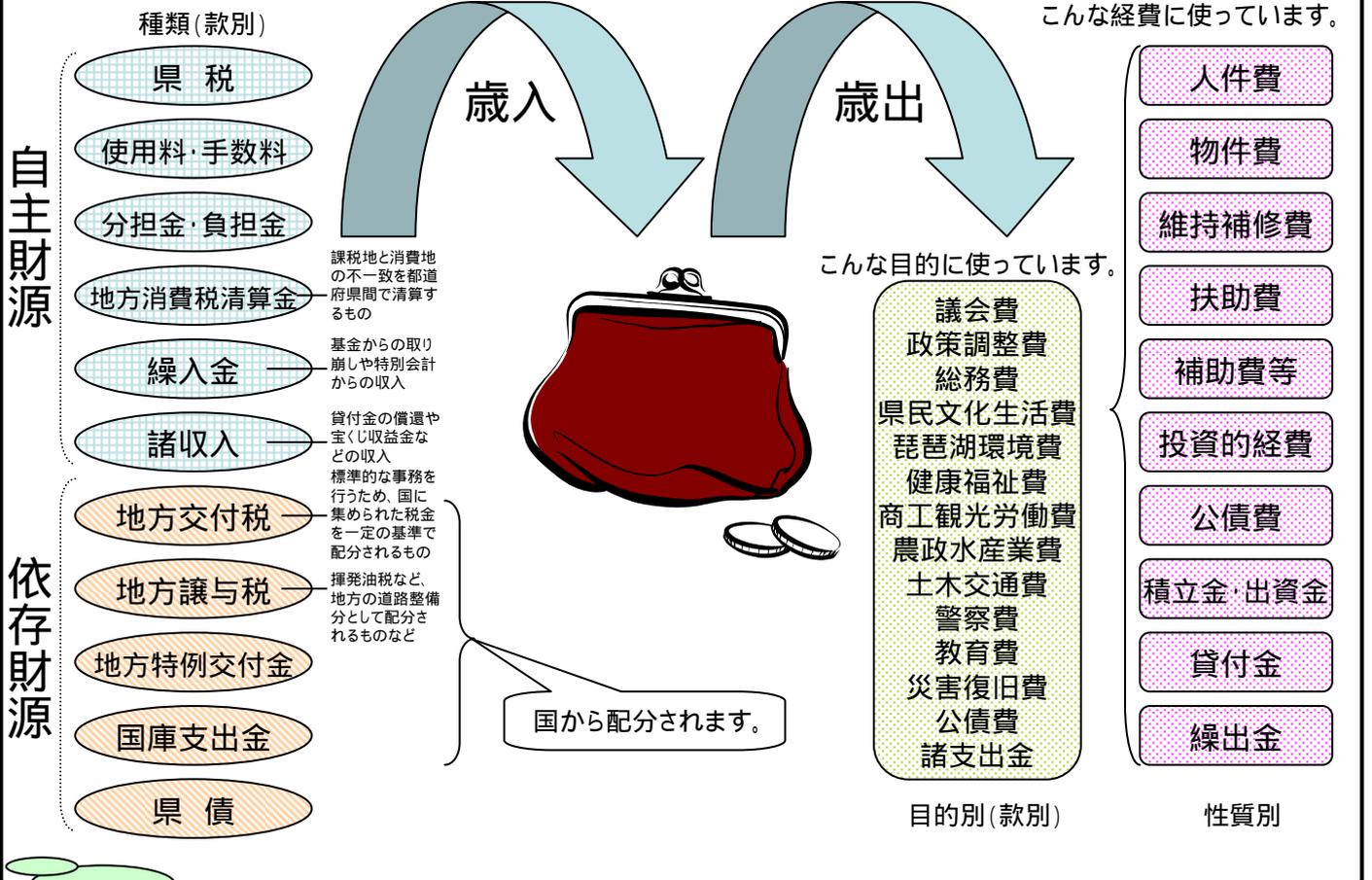


滋賀県の予算はこのようになっています

県税などの収入をもって行う、県の基本的な行政運営に必要な予算を計上した会計のことです。

一般会計



《財政事情でお知らせしようとする主な項目》

- ・ 県税収入をはじめ、歳入の状況がどのようになっているのか？
- ・ 借金(県債)の発行状況、残高の状況はどうか？
- ・ 貯金(基金の残高)は、どれくらいあるのか？
- ・ どんなこと(経費)にいくらぐらい(どれくらいの割合)使っているのか？
- ・ 財政状況は全国(他の都道府県)と比べてどうなのか？
- ・ これからどう財政運営に取り組んでいくのか？

特別会計

- 市町振興資金貸付事業
- 母子および寡婦福祉資金貸付事業
- 中小企業支援資金貸付事業
- 農業改良資金貸付事業
- 林業・木材産業改善資金貸付事業
- 沿岸漁業改善資金貸付事業
- 琵琶湖総合開発資金管理事業

- 公債管理
- 流域下水道事業
- 土地取得事業
- 用品調達事業
- 収入証紙
- 公営競技事業

市町や事業者、個人などにお金を貸し付けるものなど、その返済金などの収入をもって行う事業を、「特別会計」として、他の事業と区分して経理を行っています。